第５７回水資源機構契約監視委員会　審議概要

開　催　日　及　び　場　所	令和７年７月１日（火）　機構本社会議室	
委　　員	篠原煜夫（弁護士）、田中規夫（大学院教授）、藤川智紀（大学教授）、富樫美加（水資源機構監事）	
審　議　事　項	１．令和６年度下半期の一者応札の状況について ２．令和６年度下半期における一者応札・一者応募に関する点検について ３．令和６年度下半期における随意契約に関する点検について ４．新規随意契約案件について（※対象案件なし）	
	委　　員	機構事務局
１．令和６年度下半期の一者応札の状況について ２．令和６年度下半期における一者応札・一者応募に関する点検について	・「令和６年度下半期の契約実績（一般競争入札）における業種別一者応札の割合」の表に関し、２者以上の応札者の参入が難しい要件として「山間僻地」や「半導体不足」の要件を含んだ工事や業務があるならば、そもそもこれらの要件に係る件数を母数から差し引いた数値で一者応札の割合検証をすべきではないか。一者応札率の計算母数から、そもそも複数応札が難しいとされる案件数を差し引いてしまうと、結果として率が下がってしまうので、そもそも計算母数から、当該数値を予め差し引いておくことが望ましいものと考える。 ---------- ・　建設業界において、一者応札が増えてしまっている理由は、技術者（労働力）の不足が大きく影響しているものだと考える。	・　現在の表は、意識的にそれらの数値を母数に含んだかたちで作成している。もともとこの表は、一者応札となるやむを得ない案件を差し引いても、まだなお一者応札率は高い状況にあるので、今後、その先のさらなる原因について、分析していくことを意識して作成しているものである。ただし、ご意見のとおりの観点で資料を作成・検証することはもちろん可能なので、次回の契約監視委員会では、そういった資料についても、ご参考までにお示ししていきたい。 ---------- ・　委員の意見と合わせて、一者応札となるその他の理由として、発注ロットが小さい工事や業務については、やはり利益率が低かったりするので、多数の入札参加が見込めず、特定の業者し

		か参加してこないケースがあったりするので、ある程度のロットをもって発注することも入札参加者が増える一助になると思量する。 　また、発注者としても、ある程度まとめたロットで発注すれば、発注件数も減らすことが出来、合理的な事務手続に資するものとも考える。 ・　今後、そういった検討も行いつつ、引き続き分析を行い、一者応札対策に取り組んでいきたい。 　さらに、現場では、同じ工事が何度も不調や不落になったりすることがあったりするので、入札契約制度の改善を要望する声もあり、そういった不調等になるような案件についても、共通項を見い出すなどして、今後対応をしていきたい。
	・　事務手続の合理化の観点で言えば、例えば、簡易公募型プロポーザル方式において、手続への複数参加が見込めず、結果的に１者応募となっているものがあったりするが、このような１者応募の状況下にあっても、公共発注者（審査側）は技術審査をしっかりやっているが、相手が１者しかいない場合にあっては、最低限の技術審査のみを実施するなどし、事務手続の緩和なども考えてみてはどうか。 ---------- ・　これまで単年度発注していた	----------

	業務なども、複数年契約にしたほうが良いといったものもあるだろうし、一者応札が継続するような業務発注については、競争参加意思確認型に切り替えていくようなことも試行的に実施しても良いと考える。 ・　今後も、現場をはじめとして、一者応札となるような様々な要因をまずは集約し、それぞれについて分析を重ねていくことが大事であると考える。 ---------- ・　最後に、資料の中で、千葉用水総合管理所の業務発注に関して、一者応札の原因として、発注時期が遅かったことが理由にあるとの記述があるので、本件については、今後、手続を早期に実施するなどの検討をされた方が良いと考える。	・　国の一者応札対策においては、それなりに分析を繰り返し、結果として、一者応札が減ってきているので、我々もこういった分析をこれからも続けていきたいと考える。 ---------- ・　この原因については、現場のマンパワー不足が影響しており、他の日常業務に追われ、なかなか早期の発注手続に取りかかれないといった現状がある。今後、対応については、検討していきたい。
３．令和６年度下半期における随意契約に関する点検について	・　「成田用水取水施設管理業務」に関して、この業務は取水施設の管理を土地改良区に委託しているということだが、成田用水施設全体の通常管理についても土地改良区に委託しているのか。 ・　千葉県も、自身の管理区間における施設管理を土地改良区に委託してるのか。 ・　この成田用水施設の管理に関しては、そもそも千葉県ではな	・　成田用水施設の管理については、施設管理規程上、機構が直接管理している区間と、千葉県に委託している区間とがあり、機構の管理区間が主に取水施設となっており、当該区間の施設管理を土地改良区に委託している。 ・　そのとおりである。 ・　成田用水自体が、成田空港関連事業として国策として進められ

	く、機構が実施している理由は何かあるのか。 ・　当該施設の管理にあっては、土地改良区が実施するに妥当であると考えるが、例えば、他の機関が実施出来得るか。	た事業であり、機構が管理している。 ・　困難であり、想定し得ない。
４．新規随意契約案件について	※　対象案件なし	

○問合せ先

埼玉県さいたま市中央区新都心１１番地２

ランド・アクシス・タワー内　　電話　０４８－６００－６５００

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理部契約企画課長　　山内　俊二（内線　2251）

技術管理部技術調査課長　　藪田　和也（内線　4621）